

新潟市報道資料

令和3年8月27日

報道各位

新潟市まちづくり推進課

都市再生緊急整備地域の指定について

〇趣 旨

- ●本市都心部(新潟都心地域)が、令和3年9月1日に都市再生緊急整備地域として指定 されることとなりました。
- ●この制度により、質の高い都市再生を戦略的に展開し、本市の更なる拠点性向上と 賑わい創出を目指します。

○都市再生緊急整備地域について

- ●東京一極集中の是正などを目的に、地方創生を推進するため、地方都市に質の高い投資を呼び込み、都市開発を促進するための地域指定制度です。
- ●指定地域内では、容積率の緩和など様々な特例が活用できます。



〇地域整備方針の主な内容

●新潟市では「みなと」「拠点」「安心安全」「賑わい」「環境」の 5 つのテーマを軸として、新たな都市の姿の実現を目指します。

「みなと」:みなとまちの活力や風格、高度な都市機能を備える都市

「拠点」:日本海側の拠点都市とインフラを活かした、国内外の企業に選ばれる都市

「安心安全」:都心部の防災機能を強化した、安全性の高い都市

「賑わい」:ウォーカブルな空間や水辺空間を活用した、緑と賑わいがあふれる都市

「環境」:スマートエネルギーの推進による、次世代の環境都市

○都市再生制度に関する基本的枠組み等について

都市再生制度に関する基本的枠組み等につきましては、下記の URL もご参照ください。 https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/index.html (内閣府地方創生推進事務局公表資料)

お問い合わせ先

新潟市まちづくり推進課 担当:鈴木・荒木

電話:025-226-2703(直通)

新潟都心地域 <153ha> (区域図)

